

伊賀市若者交流拠点応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の若者が地域の担い手となる意識を持つ地域創造人材となることをめざし、その交流の場となる施設を運営する団体等の活動を応援するために交付する伊賀市若者交流拠点応援補助金（以下「補助金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）第25条及び第26条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 市内に在住し、在勤し、又は在学するおおむね高校生から35歳未満の者をいう。
- (2) 交流拠点 若者が学習や地域住民との交流をするための拠点となる施設で市内に設置するもののうち、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 専ら特定のサークル活動等を行うためのもの
 - イ 営業目的に利用されているもの
 - ウ 自宅の一部を利用したもの
 - エ 政治的又は宗教的な活動のために利用されているもの
 - オ 公序良俗に反すると認められるもの

(交付の対象となる事業及び経費)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交流拠点において次の各号のいずれかに該当する活動を行う事業とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

- (1) 学習環境の提供活動
- (2) 当該施設における地域住民との交流活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める活動

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、交流拠点の維持に要する光熱水費（電気、ガス、灯油、水道等に係る費用をいう。）及び通信費（電話、インターネット接続等に係る費用をいう。）で、市長が適当と認めるものとする。

(交付の対象となる者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、交流拠点を主体となって運営する団体等であつて、当該交流拠点を年間を通じおおむね週3日以上、1日2時間以上開設するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、一の交流拠点当たり1会計年度につき300,000円(補助対象事業の実施月数が12月に満たないときは、当該実施月数に25,000円を乗じて得た額)を限度とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、補助金の交付の申請をした日の属する月の1日からその年度の3月31日までとする。ただし、年度の途中で事業を廃止し、又は中止した場合は、その廃止し、又は中止した月の前月までを補助対象期間とする。

(補助金の終期)

第7条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(令和6年度の補助対象期間の特例)

2 令和6年度において補助金を交付する場合にあつては、第6条中「補助金の交付の申請をした日の属する月の1日」とあるのは、「補助金の交付の申請をした日の属する月の1日(補助金の交付の申請をした日が令和6年6月30日までの日であるときは、4月1日)」とする。

別表(第5条関係)

実施事業	補助金額
交流拠点において補助対象事業のみ実施する場合	補助対象経費の額の2分の1に相当する額 (1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

交流拠点において補助対象事業と補助対象事業以外の事業を実施する場合	補助対象経費の額の2分の1に相当する額に当該施設の営業時間のうち補助対象事業の実施時間が占める割合を乗じて得た額 (1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)
-----------------------------------	--